

策 定	平成 29 年 9 月
施 行	平成 29 年 10 月

大阪市庁内環境管理計画

(環境マネジメントマニュアル)

大 阪 市

目 次

環境方針

1 環境方針の内容	2
2 策定手順	2

第1章 基本的事項

1 目的	3
2 位置づけ	3
3 適用範囲	3
4 推進体制、役割	4
(参考)大阪市市内環境管理計画(環境マネジメントマニュアル)全体フロー	9

第2章 計画(Plan)

1 環境に影響を及ぼす活動	10
2 環境関係法令等の遵守事項の特定	11
3 取組目標	11
・環境法令等登録書	12
・環境に配慮した取組目標	13
・環境に配慮した取組(例)	14

第3章 実施・運用(Do)

1 環境に配慮した取組の推進	15
2 研修の実施	15
<様式>研修記録	16
3 運用管理	18
4 緊急事態への対応・報告	18
<様式>緊急事態対応報告書	19

第4章 点検(Check)

1 監視・測定	20
<様式>目標達成状況報告書	21
<様式>取組状況報告書	22
<様式>実績値入力シート(昼休み時間の消灯実行率、両面コピー実行率)	24
<様式>実績値入力シート(コピー用紙使用量)	25
<様式>取組状況報告書(独自取組用)(例)	26
2 法令遵守点検	27
3 是正措置	27
<様式>法令遵守点検表	29
<様式>要改善事項是正報告書	30
4 内部監査	31
(参考)内部監査フロー	33
<様式>チェックリストA(職場内点検)	34
<様式>チェックリストB(監査員監査)	35
<様式>改善計画書	37
5 外部評価	38
(参考)外部評価フロー	39

第5章 見直し(Act)

1 市長による見直し	40
<様式>環境管理統括者(市長)によるシステム見直しに係る記録	41
(参考)年間の日程概要	42

環 境 方 針

1. 基本理念

私たちは、地球の大気や水などさまざまな自然の恵みを受けて暮らしています。この豊かで美しい地球を次世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが資源やエネルギーを大切にし、日常生活や事業活動のあり方を見直し、環境への負荷の少ない社会を築いていかなければなりません。

大阪市では、大阪市環境基本条例等に基づき、市民・事業者等と協働して、以下のような環境施策を積極的に取り組んでいきます。

- (1) 低炭素社会の構築
 - CO₂排出の大幅な削減に向けて、建築物などで省CO₂・省エネルギー技術の導入や再生可能エネルギーなどの活用を促進します。
 - 市民生活や事業活動でのエネルギー消費やごみの排出などへの配慮を進めます。
- (2) 循環型社会の形成
 - 市民・事業者との連携・協働によるごみ減量・リサイクルの取組を進めます。
 - 物の生産、流通などの各段階で資源の循環利用への配慮を促進します。
 - 水を含めた天然資源の消費抑制や、未利用エネルギーの一層の活用を図ります。
- (3) 快適な都市環境の確保
 - 水辺空間や緑の保全・創造などに取り組むとともに、多様な生き物の保全に取り組めます。
 - ヒートアイランド対策や大気汚染、水質汚濁などの環境汚染対策に取り組めます。
- (4) すべての主体の参加と協働
 - 市民・事業者が環境問題に関心を持ち、正しく理解し意識を高めることや、環境問題の解決に向けた行動、環境への影響を未然に防ぐ取組の実践などを促進します。

この一環として、市役所自らも、全庁的な独自の環境マネジメントシステムを着実に運用し、温室効果ガス排出削減など環境への負荷の低減に取り組めます。

今後とも継続的な環境改善に取り組み、市民や事業者等との協働のもとに「環境先進都市大阪」の実現をめざします。

2. 基本方針

- (1) 環境への負荷の低減に取り組めます。

本庁舎・区役所などの事務事業活動にかかる環境への影響を把握し、目標を定め、定期的に見直しを行うなど、環境マネジメントシステムを着実に運用し、継続的な改善に取り組めます。

 - ① 省エネルギー・省資源、廃棄物の減量・リサイクルを推進します。
 - ② グリーン購入を推進します。
 - ③ 公用車へのエコカー導入、物品等納入時のグリーン配送を推進します。
 - ④ 公共工事等の各種事務事業を通じた環境配慮を推進します。
 - ⑤ 環境に配慮した電力調達を推進します。
- (2) 環境に関連する法令等を順守し、環境汚染の予防に努めます。
- (3) 環境方針及び活動成果を公表します。

平成 29 年 10 月 1 日

大 阪 市

環境方針

環境管理総括者（市長）は、本市の事務事業による環境への影響等を考慮し、環境マネジメントシステムを着実に運用するため、環境方針を定め、その内容を公表する。

1 環境方針の内容

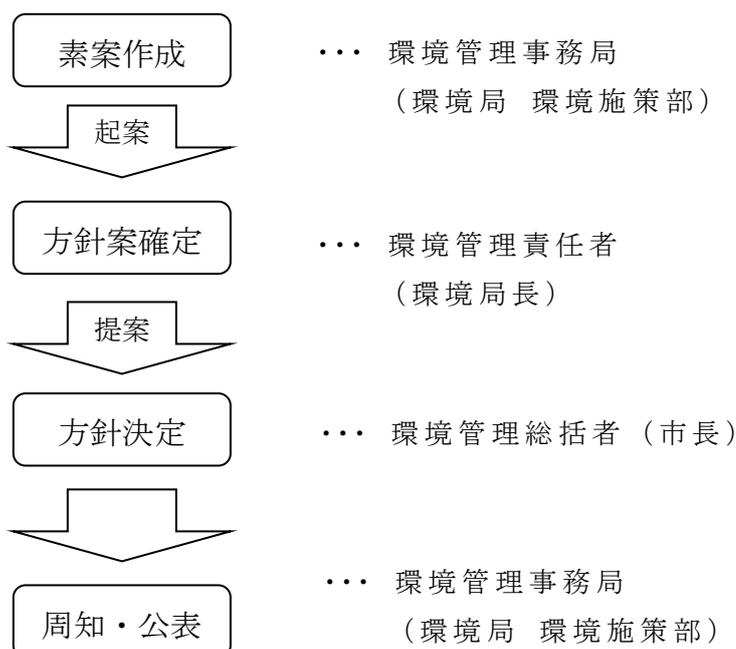
環境管理総括者（市長）は、以下の事項を勘案して、環境方針を決定する。

- (1) 本市が実施する環境施策
- (2) 行政事務事業に伴う環境への影響
- (3) 環境に配慮した取組内容
- (4) 環境に関連する法令の遵守
- (5) 環境方針の公表

2 策定手順

- (1) 環境方針は、環境管理事務局（環境局 環境施策部）が素案を作成して起案し、環境管理責任者（環境局長）の承認を受ける。
- (2) 環境管理責任者は、承認した環境方針（案）を環境管理総括者（市長）に提示する。
- (3) 環境方針は、環境管理総括者（市長）の承認により決定する。
- (4) 環境管理総括者（市長）により承認された環境方針は、環境管理事務局（環境局環境施策部）が全職員に周知するとともに、大阪市ホームページに掲載するなど、一般に閲覧が可能な状態にする。

【策定フロー】



第1章 基本的事項

1 目的

本市事務事業に係る温室効果ガスの排出抑制については、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」（以下、「実行計画〔事務事業編〕」）という。）が策定されている。

上記計画に基づき、温室効果ガスの排出抑制を着実に進捗させるため、行政における管理と運用の実態に合わせた、効率性の高い、独自の環境マネジメントシステムを構築する。

このシステムを適切に運用することにより、温室効果ガスの排出抑制をはじめとする環境負荷の低減に努め、環境先進都市大阪の実現を目指す。

2 位置づけ

このマニュアルは、環境管理のための組織の構成、運営その他必要な事項を定めるものである。

3 適用範囲

(1) 対象組織

本市の全所属・全組織（日本国内に限る）

（上記組織で勤務する者を取組対象者とする。取組対象者は常勤職員を必須とし、可能な限り非常勤職員、臨時職員等を含める。）

ただし、認証機関の認証を受けた環境マネジメントシステムを運用する所属・職場については、本マニュアルに定める取組と重複するもののうち、環境管理責任者（環境局長）が認めるものについて、本マニュアルを適用しない。

(2) 協力要請

本市が設立した地方独立行政法人や本市の外郭団体、指定管理者、並びに本市業務の請負業者等に対して、本マニュアルに基づく環境に配慮した取組への協力要請に努める。

4 推進体制、役割

(1) 推進体制

- ① 環境マネジメントシステムを効果的に運用するため、推進体制を構成する。
- ② 推進体制は、管理組織、推進組織及び大阪市地球温暖化対策推進本部事務事業編推進プロジェクトチーム(以下「事務事業編推進 PT」とする。)とする。

(2) 管理組織、推進組織及び事務事業編推進 PT の構成

- ① 管理組織は、次に掲げる者等で構成する。
 - (ア) 環境管理総括者
 - (イ) 環境管理総括者代行
 - (ウ) 環境管理責任者
 - (エ) 環境管理責任者代行
 - (オ) 庁内環境管理計画連絡会
 - (カ) 内部監査責任者
 - (キ) 内部監査員
 - (ク) 環境管理事務局
- ② 推進組織は、次に掲げる者等で構成する。
 - (ア) 所属環境管理実行委員会
 - (イ) 職場環境委員会
 - (ウ) 所属環境事務局
- ③ 事務事業編推進 PT は、「大阪市地球温暖化対策推進本部設置要綱」に基づく者で構成する。

(3) 環境管理総括者

- ① 環境管理総括者は市長をもって充てる。
- ② 環境管理総括者は、次の各号に掲げる役割を担う。
 - (ア) 環境方針の決定
 - (イ) 環境マネジメントシステムの見直し

(4) 環境管理総括者代行

- ① 環境管理総括者代行は、環境局を所管する副市長をもって充てる。
- ② 環境管理総括者代行は、次に掲げる役割を担う。
 - (ア) 環境管理総括者を補佐し、環境管理総括者に事故あるときは、その職務を代理する。

(5) 環境管理責任者

- ① 環境管理責任者は、環境局長をもって充てる。
- ② 環境管理責任者は、次の各号に掲げる役割を担う。
 - (ア) 市全体のシステム運用管理
 - (イ) 環境方針及びシステムの見直しの市長への提案
 - (ウ) 環境マネジメントマニュアルの作成・運用管理

- (エ) 市全体の取組目標の決定、実績把握、公表
- (オ) 環境に配慮した取組推進のための研修の実施
- (カ) 外部評価委員の選任
- (キ) 環境マネジメントシステムに係る進捗状況等の事務事業編推進PT及び市長への報告

(6) 環境管理責任者代行

- ① 環境管理責任者代行は環境局理事をもって充てる。
- ② 環境管理責任者代行は、次に掲げる役割を担う。
 - (ア) 環境管理責任者を補佐し、環境管理責任者に事故あるときは、その職務を代理する。

(7) 庁内環境管理計画連絡会

- ① 本市における環境に配慮した取組の推進のため、庁内環境管理計画連絡会を置く。
- ② 委員長は環境局環境施策部長をもって充てる。
- ③ 委員は各所属総務担当課長をもって充てる。

(8) 内部監査責任者

- ① 内部監査責任者は環境局長をもって充てる。
- ② 内部監査責任者は、次に掲げる役割を担う。
 - (ア) 内部監査計画の策定、被監査所属への通知
 - (イ) 監査結果の事務事業編推進PT及び市長への報告

(9) 内部監査員

- ① 内部監査員は、次に掲げる役割を担う。
 - (ア) 監査員監査の実施

(10) 所属環境管理実行委員会

- ① 所属における環境に配慮した取組の推進のため、各所属に所属環境管理実行委員会を置く。
- ② 所属環境管理実行委員長は、所属長をもって充てる。
- ③ 所属環境管理実行委員長は、所属における環境に配慮した取組を推進するため、次の各号に掲げる役割を担う。
 - (ア) 環境方針を把握し、所属内に周知すること
 - (イ) 関係団体への取組協力を、依頼すること
 - (ウ) 市全体の取組目標を把握し、所属内に周知すること
 - (エ) 所属における取組を管理し、評価、見直しをすること
 - (オ) 環境に関する研修を実施し、管理すること
 - (カ) 所属における法令遵守点検を実施し、管理すること
 - (キ) 緊急事態に対応し、対応後、環境管理責任者へ報告すること
 - (ク) 取組に関する不適合(法令不遵守、環境マネジメントシステムで定めたルールからの著しい逸脱、目標の著しい未達成等)を把握し、是正すること
 - (ケ) 内部監査(職場内点検・監査員監査)を実施し、実施結果に基づく改善をすること

(コ) 外部評価による指摘に対応し、管理すること

- ④ 所属環境管理実行委員は、課長級職員を中心として、所属環境管理実行委員長が選任する。
- ⑤ 所属環境管理実行委員は、上記③の役割を補佐する。
- ⑥ 所属環境管理実行委員長は、職場における環境に配慮した取組の推進のため、所属環境管理実行委員会の下に職場環境委員会を置く。

(11) 職場環境委員会

- ① 職場環境委員長は、職場を代表する課長、事業所長等から所属環境管理実行委員長が選任する。
- ② 職場環境委員長は、職場における環境に配慮した取組を推進するため、次の各号に掲げる役割を担う。
 - (ア) 環境方針を把握し、職場内に周知すること
 - (イ) 市全体及び所属の取組目標を把握し、職場内に周知すること
 - (ウ) 職場における取組を管理し、評価、見直しをすること
 - (エ) 環境に関する研修を実施し、管理すること
 - (オ) 職場における法令遵守点検を実施し、管理すること
 - (カ) 緊急事態に対応し、対応後、所属環境管理実行委員長へ報告すること
 - (キ) 取組に関する不適合(法令不遵守、環境マネジメントシステムで定めたルールからの著しい逸脱、目標の著しい未達成等)を把握し、是正すること
 - (ク) 内部監査(職場内点検・監査員監査)を実施し、実施結果に基づく改善をすること
 - (ケ) 外部評価による指摘に対応し、管理すること
- ③ 職場環境委員は、職場の係長級職員等から、職場環境委員長が選任する。
- ④ 職場環境委員は、上記②の役割を補佐する。

(12) 環境管理事務局

- ① 環境管理責任者を補佐し、本市の環境に配慮した取組を推進するため、環境管理事務局を置く。
- ② 環境管理事務局は、環境局環境施策部とする。
- ③ 環境管理事務局は、次に掲げる役割を担う。
 - (ア) 環境マネジメントシステムの運用に係る庶務
 - (イ) 庁内環境管理計画連絡会に係る庶務

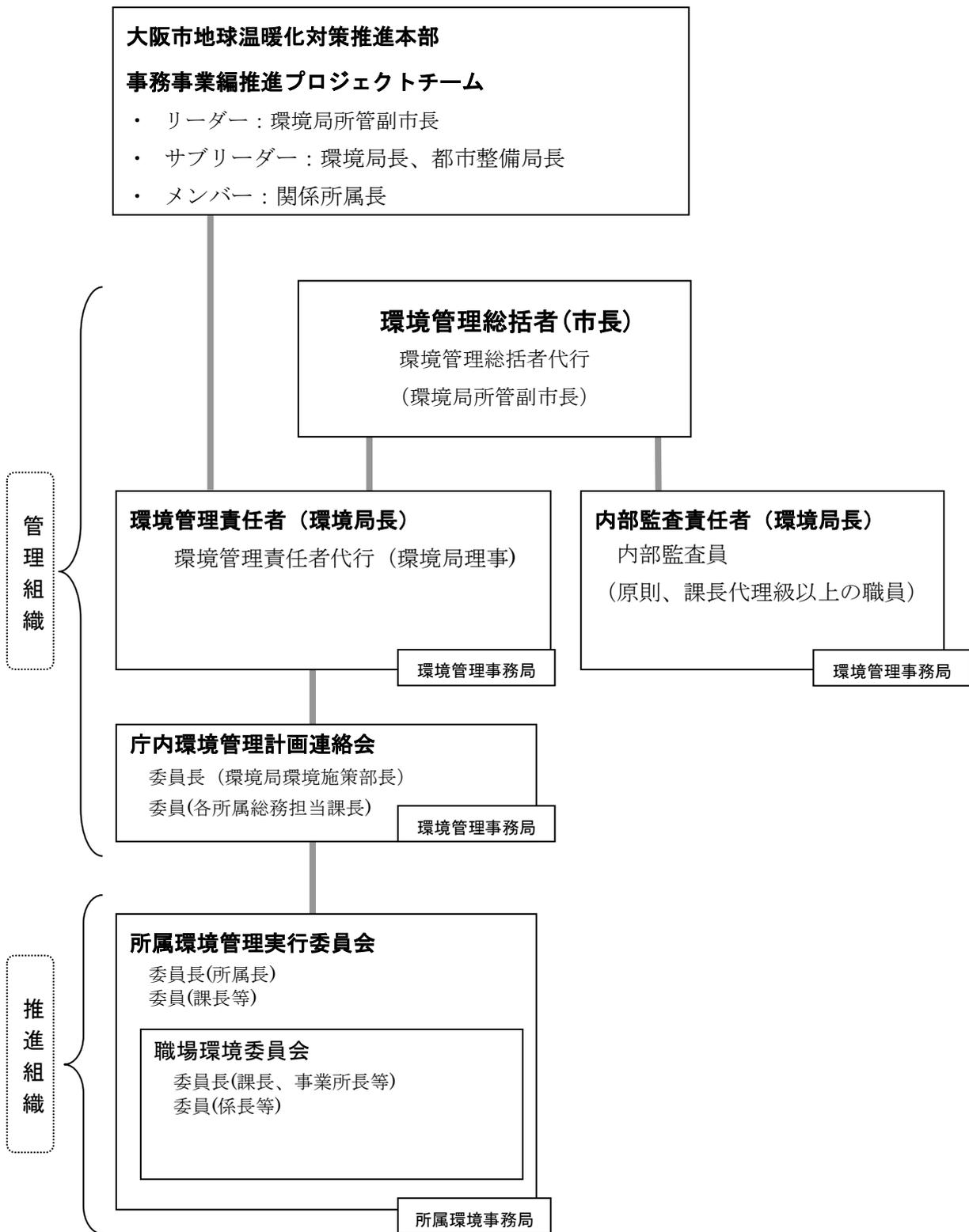
(13) 所属環境事務局

- ① 所属環境管理実行委員長を補佐し、所属における環境に配慮した取組を推進するため、所属環境事務局を置く。
- ② 所属環境事務局は、各所属総務担当とする。
- ③ 所属環境事務局は、次に掲げる役割を担う。
 - (ア) 所属環境管理実行委員会に係る庶務

(14) 事務事業編推進 PT

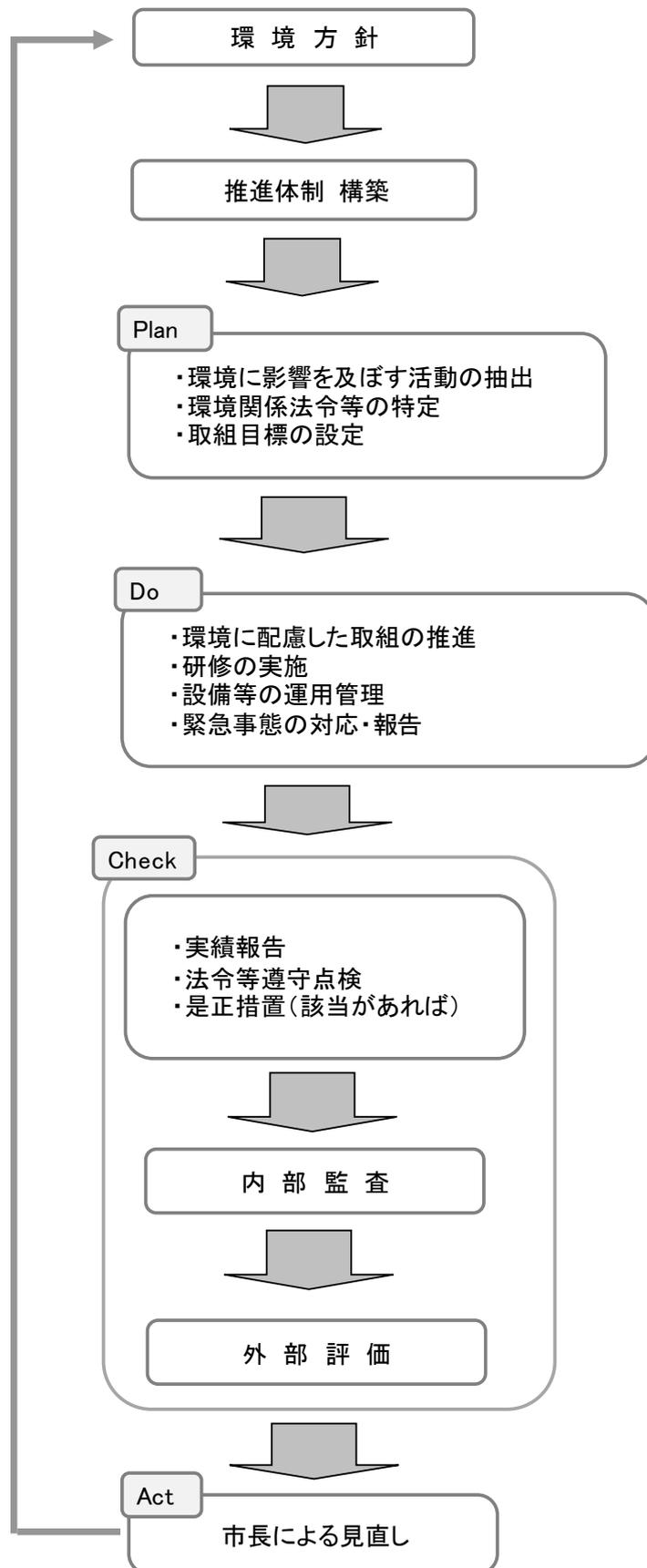
- ① 事務事業編推進PTは、環境マネジメントシステムの進捗管理を行い、本市の環境に配慮した取組を推進する。

推進体制図



※本推進体制における「職場」とは、課、事業所単位を基本とし、環境に配慮した取組を推進する単位として各所属で定めるもの。

大阪市市内環境管理計画（環境マネジメントマニュアル） 全体フロー



第2章 計画（Plan）

1 環境に影響を及ぼす活動

環境に影響を及ぼす原因となる活動のうち、主なものは下表のとおり。

環境への負荷		環境に影響を及ぼす活動
エネルギーの使用	電気の使用	照明の使用 OA 機器の使用 空調の使用
	都市ガスの使用	空調の使用 ガス給湯器の使用
	ガソリンの使用	車両
	その他の燃料（軽油・灯油等）の使用	車両、設備の運転
資源の使用		上水の使用
		物品の使用
		コピー用紙の使用
廃棄物等の排出		廃棄物の排出
		汚水の排出
その他	発注業務（間接的な影響）	印刷発注
		工事発注
		その他委託業務発注

環境に良い影響を及ぼす活動	
環境に配慮した施策の推進	緑化の推進
	グリーン購入の推進
	廃棄物の減量・リサイクル
	委託業者等への環境配慮の取組に対する協力依頼（グリーン配送など）
	各種事務事業を通じた環境配慮 （建設副産物の再資源化、下水汚泥の有効利用、国産木材等の使用など）

（1）環境に影響を及ぼす活動の追加・修正

環境管理責任者（環境局長）（以下「環境局長」という。）は、所属環境管理実行委員長（所属長）（以下「所属長」という。）の意見等をふまえ、必要に応じて、環境に影響を及ぼす活動を追加・修正することができる。

2 環境関係法令等の遵守事項の特定

(1)環境法令等登録書

環境局長は、環境関係法令等の遵守事項を特定するため、環境法令等登録書を作成する。所属長は、所管する設備の運用・管理や事務事業活動において特定された環境関係法令等を遵守する。

(2)環境法令等登録書の追加・修正

環境局長は、所属長の意見等をふまえ、必要に応じて、環境法令等登録書を修正することができる。

3 取組目標

環境に影響を及ぼす活動の中から、特に重要と認める事項について、目標を定めて取組を推進する。

(1) 目標設定

環境に配慮した取組については、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間で取組む中期目標を設定する。

また、一部の取組については、毎年度短期目標を設定し、中期目標達成のための進捗管理を行う。

(2) 市全体の取組目標

環境局長は、実行計画〔事務事業編〕に定める目標※を達成するため、市全体で実施する環境に配慮した取組に係る目標を定めるとともに、その目標を所属長に周知し、目標達成のための取組を喚起する。

(3) 各所属の取組目標

実行計画〔事務事業編〕において所属別の削減目標を設定している所属については、その削減目標を取組目標とする。

その他の所属長は、市全体の目標を勘案して所属における取組目標を定めることができる。

※実行計画〔事務事業編〕に定める目標

本市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量を、平成 32 年度に基準年度（平成 25 年度）の排出量から、8.4%削減することを目標とする。

環境法令等登録書

環境に影響を及ぼす設備・活動		法令等		
施設・設備に関するもの	ばい煙発生施設	ばい煙発生施設を有する。 ボイラー(伝熱面積が10㎡以上)、ガス吸収式冷温水発生機 ※バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50kg/h以上	大気汚染防止法、 大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領	
	ボイラー	蒸気ボイラー	労働安全衛生法	
	電気工作物	自家用電気工作物、 非常用発電機	電気事業法	
	都市ガス設備		ガス事業法	
	危険物貯蔵所	指定数量以上の危険物を貯蔵している。		消防法
		地下タンクを有する。		
		指定数量未満(1/5以上)の危険物を貯蔵している。		大阪市火災予防条例
	騒音発生施設	重油・軽油・灯油・ガソリン等の危険物の貯蔵所を有する。		水質汚濁防止法
下記特定施設を有する。 冷凍機、空調機(7.5kw以上)、圧縮機、送風機(3.7kw以上)、 クーリングタワー2.2kw以上)、粉砕機		騒音規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例		
振動発生施設	下記特定施設を有する。 圧縮機(7.5kw以上)、粉砕機(3.7kw以上)		振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例	
事務事業活動に伴うもの	特定自動車の保有(特定自動車:ディーゼル車、トラック、バス、マイクロバス等で、規制対象地域内(大阪市も含まれる)に使用の本拠地がある自動車。)		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(NOx・PM法)	
	ターボ冷凍機 スクルー型冷凍機 レシプロ型冷凍機		高圧ガス保安法	
	第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	
	排水	①最大排水量が50m ³ /日以上である。②特定施設を有する[厨房施設(総床面積が420㎡以上)、科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で、洗浄施設を有する。]	下水道法	
	排出物	ビル管法第2条に規定する特定建築物や事務所の用途に供される部分の延床面積1,000m ² 以上の建物等	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例	
	産業廃棄物	産業廃棄物を排出する。 (特別管理産業廃棄物を含む)		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
		産業特別廃棄物	感染性産業廃棄物の排出、PCB廃棄物、水銀廃棄物等の保管	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
			PCB廃棄物の保管	ポリ塩化ビニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置(PCB特別措置法)
廃棄	特定家庭用機器(テレビ、冷蔵庫等)を廃棄する。 ※業務用のエアコン・冷蔵庫・冷凍庫等はフロン排出抑制法に準拠	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)		
その他				

※1: 上記以外に適用される法令等については、欄を追加し、必要事項を記入してください。

※2: 区役所の電気工作物については、都市整備局のエネルギー管理担当が電気主任技術者に選任されている。

環境に配慮した取組目標

		中期目標 (H25⇒H32)	短期目標 (H25⇒H28～H31)
		温室効果ガス 総排出量 (CO ₂ 排出量)	市全体の目標
	環境局 (一部事務組合含む)	-11.7%	—
	交通局	-4.5%	—
	建設局	-11.5%	—
	水道局	-4.5%	—
	教育委員会 事務局	+4.0% 以下に抑制	—
	経済戦略局	-4.5%	—
	福祉局	-0.8%	—
	その他の部局	平成 25 年度排出量 以下に抑制	—
コピー用紙 使用量	各所属共通	平成 25 年度の使用量以下に抑制	
上水使用量	各所属共通	平成 25 年度の使用量以下に抑制	
廃棄物量	各所属共通	平成 25 年度の排出量以下に抑制	
紙ごみの リサイクル	各所属共通	資源化可能な紙類は全量リサイクルする。	
グリーン調達 の推進	各所属共通	「大阪市グリーン調達方針」の判断基準にそって対象品目のグリーン調達を推進する。	
グリーン配送 の促進	各所属共通	本市への物品の納入に当たって、「グリーン配送適合車」の使用の義務付けを推進する。	
公用車への エコカーの導入	各所属共通	「大阪市公用車エコカー導入指針」に基づき、エコカーの導入を促進する。	

※平成 25 年度実績が把握困難または存在しない場合は、把握可能な直近の実績を基準とする。

※庁舎等の条件により、使用量・排出量等の把握が困難な場合は、数値による目標達成評価の対象から除く。

※選挙事務等の通年外業務、新規事業や新システムの導入等があった場合は、目標達成評価の際に考慮する。

※コピー用紙の使用量は、購入量を基本とし把握する。

環境に配慮した取組(例)

区 分		取 組 内 容	
省エネルギー	全 体	不要照明の消灯	昼休み、時間外には、不要な照明を消灯する。 昼休みは、市民窓口等の必要な部分を除き、原則消灯する。 時間外は、業務に支障のない範囲で消灯するとともに、各職場の最終退庁者は必ず消灯する。
		パソコンの省エネ	長時間利用しない時や離席時は、シャットダウンするか、カバーを閉じる。
		冷暖房負荷の低減	ブラインド等の活用や、吹き出し口に物を置かない等、空調効率を高める。
			適正な室温管理を徹底する。(夏期:28℃、冬期:20℃)
			夏期のエコスタイルや、冬期の重ね着等、空調に頼らない取組を徹底する。
		交通手段のエコ化	公共交通機関の利用を優先し、自動車の利用を抑制する。
	自動車運転時は、急発進・急加速の自粛やアイドリングストップ等、エコドライブを徹底する。		
	その他	近い階への移動には、階段の利用を優先する。	
	設 備	省エネ・省CO2機器の導入	機器の購入・更新の際は、グリーン調達方針に基づき省エネ・省CO2機器を優先導入する。
		設備の省エネ対策	LED照明、遮熱・断熱仕様の導入、ESCO事業による省エネ改修等の促進を図る。
		再生可能エネルギーの利用促進	太陽光発電設備の設置等による再生可能エネルギーの利用を促進する。
		未利用エネルギーの利用促進	工場廃熱や、下水汚泥処理で発生する消化ガス等の有効利用を促進する。
見える化の促進		エネルギー使用量、CO2排出量の見える化による、省エネ・省CO2の取組を促進する。	
設備の運転管理		設備・機器等の日常点検や運転管理を徹底する。(適正運転による環境負荷の低減)	
省資源	ペーパーレスの推進	データや資料等の電子化により、ペーパーレスを推進する。	
	紙の使用量の抑制	資料の最少化や、両面コピー、裏面再利用等により、紙の使用量を抑制する。	
	グリーン調達の徹底	物品等の調達量を抑制するとともに、調達の際は環境負荷の少ない物品等を選択する。	
節 水	節水の徹底	こまめな止水や、水を貯めての食器洗浄等、効率的な水の利用に努める。	
	節水型機器の導入	機器の購入・更新の際は、グリーン調達方針に基づき節水型機器を優先導入する。	
設備更新の際には、自動手洗機や雨水利用設備等の導入を検討する。			
・ 廃棄物の削減	全 般	ごみ減量推進分科会が定める「市役所内事業系ごみ減量マニュアル」に基づく取組促進。	
	廃棄物の減量	包装の少ない商品や詰め替え品の利用により、廃棄物の減量に努める。	
		不要だが、まだ使える物品等は、リユースの促進を図る。 (取組例: 会計室が提供しているリユース情報やリユースBOXの利用等を促進する。)	
リサイクル	廃棄の際は分別を徹底し、リサイクルの促進を図る。(分ければ資源!) 資源化可能な紙類は全量リサイクルする。		
ン グ 調 理 達	グリーン調達の徹底	大阪市グリーン調達方針で定める物品等について、基準適合品の調達を徹底する。	
		調達方針で基準を定めていない物品等についても、環境負荷の少ない物品等の調達に努める。	
カ エ コ	エコカーの導入促進	大阪市公用車エコカー導入指針に基づき、エコカーの導入を促進する。 (エコカー: 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等)	
そ の 他	緑化の推進	建築物の屋上・壁面等の緑化の推進	
	フロン類の適正処理	フロン類を使用した機器(冷蔵庫・エアコン等)の管理の適正化 (フロン類の大気中への放出防止のため、フロン排出抑制法を遵守する。)	

※上記のほか、大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕に基づく取組を推進する。

第3章 実施・運用（Do）

1 環境に配慮した取組の推進

本環境マネジメントシステムの適用範囲内の事務事業活動において、環境への負荷を低減するため、抽出した環境影響を考慮しつつ、環境に配慮した取組を推進する。

2 研修の実施

環境マネジメントシステムの確実な運用のため、研修を実施する。

実施すべき研修は下表のとおりとする。

日常研修及び環境管理者研修について、所属長は、研修実施後に各職場環境委員会（課長等）が作成する「研修記録（報告シート）【職場報告】」を確認・集約し、「研修記録（集約シート）【所属報告】」を環境局長に提出する。

環境管理研修

種別	対象者	目的	内容	実施頻度	場所	実施責任者	テキスト	備考
日常研修	全職員	環境に配慮した取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮の取組の必要性 ・環境方針 ・取組目標 ・目標達成のための具体的行動 ・環境法令の概要及び必要性 	1回/年	各所属等	所属長	e-ラーニング資料等	可能な限り、嘱託職員、臨時職員等を含む
環境管理者研修	課長級・課長代理級以上の職員	所属職員による環境配慮の取組促進のための、環境マネジメントの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮の取組の必要性 ・環境方針 ・取組目標 ・所属職員の具体的行動を促す方策の検討 ・環境法令の概要及び必要性 	1回/年	各所属等	所属長	e-ラーニング資料等	
内部監査員養成研修	全職員	内部監査に必要な知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査の理解 ・内部監査要領について 	2回/年	各所属等	内部監査責任者（環境局長）	e-ラーニング資料等	

研修記録(集約シート)【所属報告】

報告日:平成 年 月 日

所属名					
研修の種別	日常研修(課長級・課長代理級以上の職員を除く全職員) 環境管理者研修(課長級・課長代理級以上の職員)				
実施期間	平成 年 月 日()～平成 年 月 日()				
開催場所	庁内ポータルを活用し、e-ラーニングにより研修を実施				
研修機関	内部研修				
講師等	庁内ポータルを活用し、e-ラーニングにより研修を実施				
研修の内容					
	使用テキスト等				
実施責任者					
受講者数報告	職場名	研修の種別	受講対象者数	受講者数	
	1		日常研修	名	名
			環境管理者研修	名	名
	2		日常研修	名	名
			環境管理者研修	名	名
	3		日常研修	名	名
			環境管理者研修	名	名
	4		日常研修	名	名
			環境管理者研修	名	名
	5		日常研修	名	名
			環境管理者研修	名	名
	6		日常研修	名	名
			環境管理者研修	名	名
	7		日常研修	名	名
		環境管理者研修	名	名	

※受講者数報告について、各所属の職場数に応じて行を追加してください。

研修記録(報告シート)【職場報告】

報告日:平成 年 月 日

所属名		職場名	
研修の種別	日常研修(課長級・課長代理級以上の職員を除く全職員) 環境管理者研修(課長級・課長代理級以上の職員)		
実施期間	平成 年 月 日()～平成 年 月 日()		
開催場所	庁内ポータルを活用し、e-ラーニングにより研修を実施		
受講者	日常研修 受講対象者数	名	受講者数
	環境管理者研修 受講対象者数	名	受講者数
研修機関	内部研修		
講師等	庁内ポータルを活用し、e-ラーニングにより研修を実施		
研修の内容			
	使用テキスト等		
実施責任者			
備考			

3 運用管理

各所属の設備管理責任者（設備管理を担当する職場の課長等）は、設備等の運用管理を適切に行い、環境関係法令等を遵守する。

4 緊急事態への対応・報告

各所属の設備管理責任者（設備管理を担当する職場の課長等）は、火災、地震等による危険物の流出等の緊急事態への円滑な対応を行い、その結果を、所属長へ報告する。

所属長は、緊急事態への対応について、緊急事態対応報告書を作成し、環境局長に報告する。

◎緊急事態対応の必要な要素

特別管理産業廃棄物（PCB、感染性産業廃棄物）、危険物（都市ガス、ガソリン、重油、軽油、灯油等）、化学物質（フロン、ハロン、その他の毒劇物）

緊急事態対応報告書

緊急事態への対応の概要を次のとおり報告します。

平成 年 月 日報告

所属・職場名		確認欄	所属環境管理実行委員長	
			職場環境委員長	
発生日時	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分			
発生場所				
緊急事態の種類				
緊急事態の概要				
対応措置の概要				
対応完了日	平成 年 月 日 ()			
再発防止策				